

議案第 1 号

沖縄県教育庁等標準的な職を定める規則について

以下の理由により、沖縄県教育庁等標準的な職を定める規則案を別紙のとおり提出する。

平成28年3月17日提出

沖縄県教育委員会教育長 諸見里 明

理 由

地方公務員法等の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）が平成28年4月1日に施行されることに伴い、任用に当たっての能力の実証の基準等として、職制上の段階の標準的な職を任命権者が定める必要があることから、同法に基づく標準的な職を定めるため規則を制定する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

(別紙)

沖縄県教育委員会規則第 号

沖縄県教育庁等標準的な職を定める規則

(現業業務以外の職務に係る標準的な職)

第1条 現業業務に従事する職以外の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第15条の2第2項に規定する標準的な職は、次の表の左欄に掲げる職制上の段階に応じ、同表の右欄に掲げるとおりとする。

職制上の段階	標準的な職
1 沖縄県教育庁組織規則(昭和47年沖縄県教育委員会規則第1号。以下「組織規則」という。)第18条の2第1項に規定する参事監の属する職制上の段階	参事監
2 組織規則第15条第1項に規定する教育管理統括監及び教育指導統括監並びに第18条の3第1項に規定する参事並びに沖縄県立教育機関組織規則(昭和47年沖縄県教育委員会規則第2号。以下「教育機関組織規則」という。)第5条第1項に規定する所長(総合教育センターの所長に限る。)の属する職制上の段階	統括監
3 組織規則第16条第1項に規定する課長、第17条に規定する教育企画室長、福利厚生監、技術調整監、県立学校人事管理監、小中学校人事管理監、特別支援教育室長、学力向上推進室長、新県立図書館準備室長及び生涯学習推進監、第18条の4第1項に規定する副参事並びに第21条第1項に規定する所長並びに教育機関組織規則第5条第1項に規定する所長又は館長(総合教育センターの所長を除く。)、第6条第1項に規定する教職研修総括及び学校支援総括並びに第11条第1項に規定する副参事の属する職制上の段階	課長
4 組織規則第18条第1項に規定する班長、第19条第1項に規定する主幹、第19条の2第1項に規定する主任指導主事、第19条の3第1項に規定する主任社会教育主事、第22条第1項に規定する班長、第23条第1項に規定する主幹及び第23条の2第1項に規定する主任指導主事並びに教育機関組織規則第7条に規定する班長、第10条第1項に規定する主任研究主事及び第12条第1項に規定する主幹の属する職制上の段階	班長
5 組織規則第20条第1項に規定する主査、第20条の2第1項に規定する主任技師、第20条の3第1項に規定する主任専門員、第20条の4第1項に規定する主任保健師、第24条第1項に規定する主査並びに第27条に規定する指導主事、社会教育主事及び学校保健技師並びに教育機関組織規則第8条第1項に規定する事務長、第9条第1項に規定する主査、第13条第1項に規定する主任専門員、第14条第1項に規定する主任司書、第14条の2第1項に規定する主任専門職員及び第17条に規定する研究主事の属する職制上の段階	主査
6 組織規則第27条に規定する副主査及び主任並びに教育機関組織規則第17条に規定する副主査及び主任の属する職制上の段階	主任
7 組織規則第27条に規定する専門員、主事、保健師及び技師並びに教育機関組織規則第17条に規定する専門員、専門職員、司書、主事及び技師の属する職制上の段階	主事

(現業業務に係る標準的な職)

第2条 現業業務に従事する職の地方公務員法第15条の2第2項に規定する標準的な職は、次の表の左欄に

掲げる職務の種類に応じ、右欄に掲げるとおりとする。

職務の種類	標準的な職
1 組織規則第27条に規定する運転士及び教育機関組織規則第17条に規定する運転士の職務	運転士
2 教育機関組織規則第17条に規定する用務員の職務	用務員

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

規則案の概要の説明

部課名 教育庁総務課

1 件名

沖縄県教育庁等標準的な職を定める規則

2 制定の経緯及び必要性

平成26年5月14日に公布された地方公務員法等の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）が平成28年4月1日に施行されることに伴い、任用に当たっての能力の実証の基準等として、職制上の段階の標準的な職を任命権者が定めることとされた（改正後の地方公務員法第15条の2第1項第5号及び同条第2項）。

このことから、同法に基づく標準的な職を定めるため規則を制定する必要がある。

3 制定案の概要

- (1) 標準的な職について定める。（第1条及び第2条）
- (2) この規則は、平成28年4月1日から施行する。（附則）

4 根拠法令

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第15条の2第1項第5号及び同条第2項

5 添付資料

地方公務員法関係条文

地方公務員法（昭和二十五年十二月十三日法律第二百六十一号）抄

一部改正 平成二十六年五月十四日法律第三十四号

（定義）

第十五条の二 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 採用 職員以外の者を職員の職に任命すること（臨時的任用を除く。）をいう。
 - 二 昇任 職員をその職員が現に任命されている職より上位の職制上の段階に属する職員の職に任命することをいう。
 - 三 降任 職員をその職員が現に任命されている職より下位の職制上の段階に属する職員の職に任命することをいう。
 - 四 転任 職員をその職員が現に任命されている職以外の職員の職に任命することであつて前二号に定めるものに該当しないものをいう。
 - 五 標準職務遂行能力 職制上の段階の標準的な職（職員の職に限る。以下同じ。）の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力として任命権者が定めるものをいう。
- 2 前項第五号の標準的な職は、職制上の段階及び職務の種類に応じ、任命権者が定める。
 - 3 地方公共団体の長及び議会の議長以外の任命権者は、標準職務遂行能力及び第一項第五号の標準的な職を定めようとするときは、あらかじめ、地方公共団体の長に協議しなければならない。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条中地方独立行政法人法第五十四条及び第百三十条第二号の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

第二条 第一条の規定による改正後の地方公務員法（以下「新法」という。）第十五条の二第一項第五号に規定する標準職務遂行能力及び同号の標準的な職並びに新法第二十三条の二第二項に規定する人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項を定めるに当たって必要な手続その他の行為は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新法第十五条の二並びに第二十三条の二第二項及び第三項の規定の例により行うことができる。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

（平成二十七年九月二日政令第三百十三号）

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十八年四月一日とする。